

AM&T アジア・新興国 Legal Update

CONTENTS

- 1 【韓国】資本市場統合法改正
- 2 【インド】セクシャル・ハラスメントの防止に関する法律の施行
- 3 【インドネシア】投資調整庁(BKPM)の新規程施行
- 4 【シンガポール】脱税をマネーロンダリング規制の対象とする改正
- 5 【トルコ】トルコにおけるデモについて
- 6 【ロシア】製造業のロシア進出と経済特区

.....

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令・規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

.....

1 【韓国】資本市場統合法改正

韓国の「資本市場と金融投資業に関する法律」(以下、資本市場統合法という)の改正法が、2013年5月28日公布された。同改正法は2013年8月29日から施行される予定だが、改正資本市場統合法の主な改正事項は以下のとおりである。

(1) 投資銀行(IB)の活性化

企業貸出業務を営む投資銀行(金融投資サービス業者)制度を新設し、一般証券会社に比べて企業金融関連業務を円滑に遂行できるようにした。改正法によれば、投資銀行は3兆ウォン以上の自己資本を備えなければならない(資本市場統合法第77条の2)。

(2) 代替取引システム(Alternative Trading System)の導入

韓国取引所(KRX)による独占を廃止し、新たな取引所の許可制による設立を認める(同法第37条の2)とともに、金融投資サービス業者による代替取引システム(Alternative Trading System)の設立を認めることとした(同法第8条の2第5項)。韓国政府は、ATSの導入により、株式市場への競争原理が働き、取引コストが削減され投資家により良いサービスが提供されると期待している。

(3)金融投資商品清算機関(CCP)の導入

2009年9月G20ピッツバーグ会議における約定を履行するための立法措置として、店頭デリバティブ取引は金融投資商品清算機関で清算することが義務付けられる。

(4)集合投資ビークルの設立が可能

2012年4月から施行された改正商法により有限会社等新たな法的企業類型の設立が可能になったことを受け、投資有限責任会社などの集団投資ビークルの設立が可能になる(同法第217条の2、第218条)。改正法はさらに、集団投資証券を販売する場合、投資者を保護する内容も含んでいる(第124条)。

韓国国内では、今般の資本市場統合法の改正によって、韓国の金融市場の先進化が一步進んだと評価されている。2009年9月のG20ピッツバーグ会議の約定事項であるCCPの設立がようやく実現されたのは遅きに失するとの評価もあるところだが、韓国証券取引所(KSE)、コスダック(KOSDAQ)に続く第三の株式取引所であるコネクス(KONEX)の設立が決まるなど、今後韓国が外国企業にとってより投資しやすい環境となることが期待されている。

弁護士 龍野 滋幹
shigeki.tatsuno@amt-law.com
 韓国弁理士 金 成鎬
sungho.kim@amt-law.com

2 【インド】セクシャル・ハラスメントの防止に関する法律の施行

インドでは、女性の社会進出が進むにつれて、職場におけるセクシャル・ハラスメントの増加が指摘されている。また、近年、女性に対する人権侵害が大きな社会問題として取り上げられ、インドにおける女性の権利保護を求める声は日に日に高まっている。

このような状況のなか、女性の安全な職場環境の確保を目的として、職場における女性に対するセクシャル・ハラスメントの防止等に関する法律(the Sexual Harassment of Women at Workplace (Prevention, Prohibition and Redressal) Act, 2013) (「本法」)が、2013年4月22日にインドで成立し、同月23日に施行された。

本法は、女性労働者に対するセクシャル・ハラスメントの違法性が争われた1997年最高裁判決(Vishaka and Others vs. State of Rajasthan and Others (1997)6SCC241)において示された女性に対するセクシャル・ハラスメントの防止に関する指針を基礎とするものである。なお、同判決には、適切な法律が成立するまでの間、同指針が法的拘束力を有する旨が示されている。

本法は、使用者に対し、セクシャル・ハラスメントを防止するための一定の措置を義務付けており、たとえば(後述のとおり)10名以上の被用者(従業員)がいる会社についてはセクシャル・ハラスメントに関する苦情の受付け、調査、解決措置等を行う内部委員会の設置が義務付けられるなど、現地日系企業において対応を採らなければならないことも多く、現地日系企業に与える影響も大きいと思われる。

以下、本法の規制の概要を簡単に解説する。

まず、本法では、いかなる職場(workplace)においても、女性がセクシャル・ハラスメント(sexual harassment)を受けることがあってはならない旨が規定されている(3条1項)。ここでいう「職場」には、あらゆる公的機関、民間企業、医療施設、スポーツ施設、居住施設等が含まれるほか、被用者が職務上訪れた場所(当該場所までの移動手段を含む。)が含まれる(2条(o))。

また、「セクシャル・ハラスメント」の定義については、それが直接的なものかどうか、暗示的なものかどうかにかかわらず、身体的接触、性的な交際の要求、性的な意味を帯びた発言、わいせつな図画の提示が含まれるほか、性的な性質を有し相手を不快にさせる言動が広く含まれるバスケット条項(any other unwelcome physical, verbal or non-verbal conduct of sexual nature)が設けられている(2条(n))。

このように定義が広めに規定されている結果として、実際にどこまでの行為がセクシャル・ハラスメントの定義に該当するのかは条文の文言からは必ずしも明らかではなく、相手を不快にさせる言動が広くセクシャル・ハラスメントに該当する可能性がある点には留意が必要である。

また、本法は、使用者(employer)に対して、セクシャル・ハラスメントに関する苦情の受け付け、調査、解決措置等を行う内部委員会(Internal Complaints Committee)の設置を義務付けている(4条1項)。同委員会の設置にあたっては、委員長をシニアレベルの女性被用者(employee)から選任すること、2名以上の委員を女性の権利保護に取り組む被用者、ソーシャルワークの経験を有する被用者又は法律知識を有する被用者から選任すること、1名の委員を女性の権利保護に取り組むNGO又はセクシャル・ハラスメントに関する有識者から選任すること、委員の半数以上を女性とすることが必要である(同条2項)。なお、本法は、被用者が10名未満であるために内部委員会の設置が困難な場合を想定して、別途、当局に対して地方委員会(Local Complaints Committee)の設置を義務付けていることから(6条)、内部委員会の設置が義務付けられるのは、被用者が10名以上の場合に限られるものと考えられる。

本法における「使用者」及び「被用者」の定義は広範であり、例えば、前者には、職場の管理、監督又は統制に関して責任を有する者が(2条(g))、後者には、派遣社員、日雇労働者、試用期間中の者、研修生、見習い等も含まれる(同条(f))。

このほか、使用者は、①安全な職場環境の提供、②セクシャル・ハラスメントに関する罰則等の掲示、③被用者に対する定期研修等の実施、④内部委員会等に対する必要な設備の提供、⑤苦情の相手方等の内部委員会等への出席の確保に関する協力、⑥内部委員会等に対する必要な情報の提供、⑦刑事告訴等を行おうとする女性の支援、⑧加害者に対する刑事告発等、⑨セクシャル・ハラスメントの服務規程上の違反行為としての取扱い及び措置、⑩内部委員会による適時のレポート提出の監視等の義務を負う(19条)。

使用者が本法の規定に違反した場合には、50,000ルピー以下の罰金が科される(26条1項)。その後、再度同じ違反を犯した場合には、初回の罰金の2倍の額の罰金が科されるとともに、業務上のライセンス等の取消し等の処分を受ける可能性がある(同条2項)。そのため、本法のもとでは、使用者は、セクシャル・ハラスメントの防止について、これまで以上に積極的に取り組む姿勢が要求されるものと思われる。

弁護士 琴浦 諒

ryo.kotoura@amt-law.com

弁護士 大河内 亮

ryo.okochi@amt-law.com

弁護士 山田 貴彦 (Khaitan & Co 出向中)

takahiko.yamada@amt-law.com

3 【インドネシア】投資調整庁(BKPM)の新規程施行

インドネシア投資調整庁(「BKPM」)は、2013年4月8日付けで、投資許認可及び非許認可の指針及び手続に関するBKPM長官規程2013年第5号を公布した(「新規程」)。新規程は2013年5月27日から施行されている。本稿では、新規程の概要を説明する。

まず、新規程では、従前はBKPMの内規により運用されていた最低投資額等の金額が明記された。すなわち、最低投資額(土地建物を除く。)は100億ルピア(≒USD1,200,000)超、最低払込資本金額は25億ルピア(≒USD300,000)以上、株主各人の最低出資額は1千万ルピア(≒USD1,200)以上となる。

また、新規程の下では、外資によるBKPMへの投資申請(「原則許可」(Principal Permit)の取得申請)は、新しい投資申請フォームに従う必要がある。また、新規程では、従来の投資登録(Investment Registration)の手続が廃止される等、投資申請の手続が一部簡略化されている。

新規程により、国内上場会社への外資による投資に関する取扱いについても改正がなされた。従前は、国内資本の上場会社に対し外資が投資した場合には、当該投資は外資による直接投資とは扱われず、ネガティブリスト¹の適用が免除されると解されていた。しかし、新規程施行以降は、外資が当該上場会社の支配株主²となる場合には、当該国内上場会社のステータスが外国投資会社とみなされることになる。その結果、新規程では明示的に規定されていないが、例えば、外資が国内上場会社の株式を50%を超えて取得した場合、当該国内上場会社はネガティブリストに従うことが義務付けられる可能性がある。なお、上述の国内上場会社への外資による出資規制が、新規程の施行前に出資された国内上場会社にも適用されるか否かは、新規程上明記されておらず、BKPMの見解も現時点では必ずしも明らかではない。

ダイベストメント義務³に関しても新規程は定めを置いている。すなわち、ダイベストメント義務が事業許可証に記載されている会社の場合、たとえそれが新規程の施行前であっても、会社は引き続きその義務に拘束されることが確認的に明記された。なお、株式の譲渡先として、インドネシア法人/個人の株主候補を見つけられない場合には、BKPMに対する申請により、最長2年間の猶予期間が与えられるが、申請が却下された場合には、直ちにダイベストメント義務を履行する必要がある。

以上の通り、新規程により、外資による投資認可の取得手続が簡略化されたり、これまで議論があった諸論点につき明確化された部分もある。しかし、インドネシア国内上場会社への外資による投資の取扱い等、依然として不明確な部分が残る。従って、新規程の施行下で蓄積される実務の動向に留意しつつ、BKPMによるケースバイケースでの運用に慎重に対応する必要がある。

弁護士 池田 孝宏 (Roosdiono & Partners 出向中)
takahiro.ikeda@amt-law.com

¹ 「ネガティブリスト」: BKPMにより定められた特定の事業分野に対する外資の出資制限が記載されたリスト。

² 「支配株主」: 発行済株式の50%超を取得するか、又は直接若しくは間接的に当該上場会社の経営や方針を決定できる能力を有する場合を指す。

³ 「ダイベストメント義務」: 事業開始後15年以内に国内資本(インドネシア法人/個人)に株式の一部を譲渡しなければならない義務。

4 【シンガポール】脱税をマネーロンダリング規制の対象とする改正

1. シンガポールにおける従前のマネーロンダリング規制

シンガポールにおいては、汚職、麻薬取引および重大犯罪(収益没収)法(Corruption, Drug Trafficking and other serious Crimes (Confiscation of Benefit) Act、以下「CDSA 法」)により、業種や法人・個人の別を問わず、疑わしい取引の報告義務(CDSA 法 39 条)が課されている。これは、ある財産が、麻薬取引および CDSA 法に定める「重大犯罪(Serious Offences)」の収益であるか、または麻薬取引および重大犯罪等に過去利用されまたは将来利用されることについて、認識したかまたは合理的な疑いを抱いた者は、疑惑取引通報庁(Suspicious Transaction Reporting Officer)に当該事実を開示しなければならないというものである。いわゆる弁護士と依頼人の間の秘匿特権の例外はあるものの、この義務の違反は犯罪であり、20,000 シンガポールドルまでの罰金の対象となる。

上記に加え、金融機関等⁴に対しては、法律上、取引記録の保管義務(CDSA 法 37 条)が課されている。さらに、金融機関の種別に応じ適用される通知に基づき、金融機関等は既存顧客を含む顧客情報のチェックを行う義務およびマネーロンダリング防止のための企業内ポリシーおよびシステムを整備する義務を課されている。なお、CDSA 法に基づく取引記録保管義務違反は、10,000 シンガポールドルまでの罰金の対象である。

2. 今般の改正(重大犯罪指定の拡大)

2013 年 7 月 1 日、上記の CDSA 法の「重大犯罪(Serious Offences)」の定義に脱税を加える改正が発効する。この改正により、上記の各種義務の対象が、一定の種類の脱税にも拡大することになる。

3. パブリックコメントへの応答

CDSA 法の改正は、2012 年 10 月 9 日にシンガポール通貨金融庁(MAS)により発表され、2013 年 3 月 28 日にはパブリックコメントへの応答も発表されている。同応答によれば、金融機関が整備すべきマネーロンダリング防止のためのシステムは、既存の汚職、麻薬取引等の収益に対して用いられていたシステムを、脱税という性質を考慮の上で微調整することで足り、別途のシステムを構築する必要まではないこと、また、脱税犯罪については、法律上の相互援助(Mutual Legal Assistance)および疑わしい取引の報告義務との関係では外国税法上のみならず、シンガポール税法上も違法であるものを対象とすること(Dual Criminality の原則)、金融機関には顧客が世界中全ての租税関連義務を遵守しているか確認する義務まではないことなどが明らかにされている。しかし、当局による通知等に基づく金融機関等の規制等との関係では、シンガポール法上規制の存在しないタイプの外国税法上の違反についても、マネーロンダリング防止の企業内システムを同様に適用すべきとされているため、金融機関等はなお外国税法にのみ違反した行為に基づく収益についても注意を払う必要がある。

上記の CDSA 法等に基づく金融機関等の義務は、本改正の発効日において金融機関等が保持する全ての財産について生じる。また、本改正の発効日後は、CDSA 法の下、重大な脱税事犯についても検察官による資料作成命令の申立や没収命令の可能性があるととなる。

⁴ シンガポール銀行法に基づく銀行、シンガポール通貨金融庁法に基づく商業銀行、金融会社法に基づく金融会社、保険法に基づく生命保険業者他、CDSA 法に列挙された事業者。

4. まとめ

この改正により、疑わしい取引に該当する事例は大きく拡大することとなり、金融機関はもちろん、節税のためにシンガポールに拠点を設けている外国企業は一層のコンプライアンス管理が求められる。疑わしい取引の報告義務は、弁護士の秘匿特権によって免除されうるとされているものの、犯罪を進めるために行われたやりとりは除くとされているため、依頼者から租税法関連の相談を受ける弁護士も十分な注意をはらう必要がある。

弁護士 佐々木 慶 (Herbert Smith Freehills 出向中)
kei.sasaki@amt-law.com
 弁護士 副田 達也 (Rajah & Tann 出向中)
tatsuya.soeda@amt-law.com
 弁護士 佐藤 かおり (Oon & Bazul 出向中)
kaori.sato@amt-law.com

5 【トルコ】トルコにおけるデモについて

1. 概要

デモの発端は、イスタンブール新市街にあるゲジ公園の一部を取り壊してショッピング・モールにするという政府の決定である。今年 5 月下旬に、それに反対する一部の活動家がゲジ公園にて座り込みを開始した。その後、これを強制的に排除しようとした警官隊との間で衝突が起き、その際、警官隊が、丸腰のデモ隊に対して催涙弾・催涙ガスや高圧放水を容赦なく浴びせた。これらの政府・警察の対応について、内外から強い批判が浴びせられたが、エルドアン首相が高圧的な態度を崩さなかったことから、抗議活動が全国に拡大した。

今回のデモの発端となったゲジ公園一帯は、6 月 1 日に警官隊が撤退して以来、デモ隊によって完全に占拠されていたが、6 月 15 日の夜以降に行われた警官隊による強制排除作戦により、デモ隊は完全に排除されるに至った。その後、ゲジ公園は警官隊の支配下にあり、6 月 22 日現在、一般市民の立ち入りは禁止されている。

2. デモの背景

トルコ共和国は世俗主義を国是としているが、2002 年に単独与党となり、それ以来政権を担っている公正発展党(AKP)は、党首であるエルドアン首相の下、イスラム教色の強い政策を推し進めており、都市部に多い世俗派からはもともと根強い反対に遭っている。今年 5 月 24 日に国民議会で可決され 6 月 11 日に公布されたイスラム教色の強い酒類販売制限法案も、都市部の人々をデモに向かわせる原因となった。

3. デモ参加者

都市部の世俗派の若者たちが主役である。彼らのほとんどは、政治組織に属しているというわけではなく、ソーシャルメディアを通じた仲間からの呼びかけに応じて、自発的にデモに参加している。トルコの若年層は、日本と同様、政治に無関心な世代であり、特定の支持政党を持たない者が多い。欧米流の生活様式に慣れた知識人・上流階級ほど、表現の自由等の基本的人権の侵害に対する危機感を強く有しており、デモの参加率も高いようである。

4. エルドアン首相及び警察の対応

エルドアン首相は、デモに対して一貫して高圧的、威圧的な態度で接しており、それがデモの拡大の原因にもなっている。警察は、それに呼応して、高圧放水銃を備えた TOMA と呼ばれる警察車両や催涙弾・催涙銃といった手段を用いて、デモ隊の制圧を行っている。その結果、デモ隊と警官隊の衝突による死傷者が、現在までに 1 万数千人規模で発生している。また、デモ開始以来、全国で数千人の市民が拘束されるに至っている。

5. ビジネス、観光への影響

イスタンブールの主要なビジネス地区ではデモの影響はほとんどなく、国内のビジネスが止まっているという話は聞かない。既存のインフラ・プロジェクトへの影響も今のところ見られない。日系企業も平常通り営業・操業を続けているようである。また、観光スポットが集中するイスタンブール旧市街でもデモの影響は見られない。もっとも、タクシム広場周辺では公共交通機関に混乱が生じている。

6. メディア

デモや警官隊との衝突が起きた当初、全ての国営放送及び大手民放がこの事件についての報道を見送り、その後大きな批判を浴びることになった。このようなテレビ局の姿勢もあり、トルコの人々は、Twitter や Facebook から最新の情報を得ている。他方で、エルドアン首相はデモ隊の結集に寄与したソーシャルメディアに対する怒りを露わにしており、規制法案の制定を検討している。

弁護士 宮 健太郎 (Paksoy 法律事務所出向中) kentaro.miya@amt-law.com
--

6 【ロシア】製造業のロシア進出と経済特区

近年、ロシアに進出する日本企業が増加傾向にあり、特に、自動車関連業を始めとする製造業の進出が著しい。

製造業者がロシアに進出するに当たって経済特区 (Special Economic Zone、「SEZ」) を利用することにより、税制その他の優遇措置を受けることができる。ロシアの経済特区は、①工業生産型特区、②研究開発型特区、③観光・リクリエーション型特区、④港湾型特区の種類があるが、自動車関連産業等の製造業者がロシア進出を行うに当たっては、①工業生産型特区が対象となる。現在、工業生産型特区として認められているのは、リペツク州、エラブガ (タタルスタン)、トリヤッチ (サマラ地方)、チタニウムバレー (スベルドロフスク州) の 4 つがあり、さらに、プスコフ州が 2016 年より追加される。カーリーニングラード州も特別区域として、一定の優遇措置を受けることができる。

経済特区を利用しようとする企業は、事前に「入居者」(SEZ resident) の地位を取得する必要があるが、そのためには、投資計画その他の必要書類を各経済特区の担当機関に提出する必要がある。この手続には通常 1 ヶ月から 4 ヶ月かかる。

各経済特区によって与えられる優遇措置は異なる。各工業生産型特区の税制優遇措置の概要は以下の通りである。

	一般的 な税率	リベツク州 SEZ	トリアツチ SEZ	エラブガ SEZ	チタニウムバレー SEZ	(カーニングラード特別区域)	
利益税	20%	①当初 5 年間 -2% ②その後 5 年間 -7% ③2055 年まで -15.5%	①2012 年から 2018 年まで-2% ②2019 年から 2020 年まで-5% ③2021 年から 2022 年まで-9% ④2023 年から 2024 年まで -12% ⑤2025 年以降 -15.5%	①当初 5 年間 -2% ②その後 5 年間 -7% ③2055 年まで -15.5%	11 年間、15.5%	①当初 6 年-0% ②その後 6 年 -10% ③その後-20%	
資産税	2.2%	7 年間、0%	10 年間、0%	10 年間、0%	10 年間、0%	①当初 6 年間-0% ②その後 6 年間 -1.1% ③その後-2.2%	
運輸税 (馬力による)	10-150 ルーブル/馬力	10 年間、0 ルール	5 年間、0 ルール	10 年間、0 ルール	11 年間、0 ルール	一般的な税率が適用	
土地税	1.5%	5 年間、0% (地方政府により変わりうる)	5 年間、0% (地方政府により変わりうる)	10 年間、0% (地方政府により変わりうる)	10 年間、0% (地方政府により変わりうる)	一般的な税率が適用	
特区の存続期間	-	49 年間					25 年間
必要投資額	-	120 百万ルーブル以上 (当初 3 年間に 40 百万ルーブル以上)					当初 3 年間に 150 百万ルーブル以上
SEZ 進出企業数	-	23 社(そのうち、 3 社は自動車関連製造業者) ・横浜ゴム	11 社(そのうち、 9 社は自動車関連製造業者) ・豊田通商とアツミテックの合併会社 ・三桜工業 ・ハイレックス	33 社 (そのうち、 5 社は自動車関連製造業者) ・フォードとソーラーズの合併会社 ・いすゞ、セベルスタリアフト、双日の合併会社	5 社 (そのうち、2 社は自動車関連製造業者)	62 社 (そのうち、 16 社が自動車関連製造業者)	

さらに、工業生産型特区の進出企業の外国人従業員は、ロシアでの年間給与が、1 百万ルーブル以上の場合、いわゆる「高度熟練専門家」(Highly Qualified Specialist, 「HQS」)制度を利用でき、ビザに関する優遇措置に加え、給与に通常適用される所得税率 30%が 13%となる。また、工業生産型特区の進出企業は、関税優遇措置も受けることができ、原材料や部品、機械設備を輸入する際に、関税・付加価値税が免除されるのは、大きなメリットである。なお、経済特区の進出企業は、将来における租税関連規制の改正により悪影響を受けないものとされている。

海外企業のロシア進出にあたっては、脆弱なインフラがネックとなる場合があるが、経済特区では、現在、政府負担により充実したインフラが整備されており、進出企業は、電気、ガス、水道、光熱、通信等のネットワークが整った用地の提供を受けることができる。

弁護士 小林 英治
ejji.kobayashi@amt-law.com

◆TOPICS◆

【お知らせ】

- ✂ 角田太郎弁護士、福家靖成弁護士が下記セミナーにて講師を務めます。

セミナー名:「メキシコ進出企業が知っておくべき基礎法務知識・留意点」

日時:2013 年 7 月 12 日(金)13:00~16:00

場所:金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム

東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8

TEL: 03-5651-2033

主催:(株)経営調査研究会

受講料:34,100 円(お 2 人目から 29,000 円)(消費税、参考資料を含む)

セミナーの詳細は下記サイトをご参照下さい。

<http://www.kinyu.co.jp/cgi/seminar/251301m.html>

- ✂ 当事務所は、業務と弁護士数の拡大に合わせて東京オフィスを移転することになりましたのでお知らせいたします。移転先および移転時期は次のとおりです。

移転先:〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号赤坂 K タワー 18 階~24 階

移転時期:新オフィスでの業務開始は、2013 年 7 月 17 日(水)となります。

【異動】

当事務所のアソシエイト、佐々木慶弁護士が 2013 年 6 月から Herbert Smith Freehills 法律事務所のシンガポール・オフィス(<http://www.herbertsmithfreehills.com/>)に出向いたしました。シンガポールへの進出、その他シンガポール法に関するご質問等ございましたら、当事務所シンガポールデスク(singapore_desk@amt-law2.com)までお問い合わせ下さい。

【論文・著書】

- ✂ 琴浦諒弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「インドにおける M&A 関連規制
株式取得・譲渡価格規制、開示規制、インサイダー取引規制、公開買付規制などの概要」
(月刊 ザ・ローヤーズ 2013 年 6 月号)
- ✂ 十市崇弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。
「ミャンマー新外国投資法・施行規則の概要」
(ジェームズ・フィンチ弁護士との共同執筆)
(旬刊「商事法務」No.1999 2013 年 5 月 25 日号)
- ✂ 花水康弁護士が執筆した東南アジア展開に関する記事が下記雑誌に掲載されました。
日本人弁護士の東南アジア展開
「なぜいま東南アジア進出か」
(ビジネスロー・ジャーナル 2013 年 7 月号)



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)、龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)又は福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下しますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、asia-ec-newsletter@amt-law.comまでご連絡下しますようお願い申し上げます。

.....



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー

Tel: 03-6888-1000

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>